

「さっちゃんポイント」スタート！

健康マイレージ
参加者募集中

市の健康づくり事業に参加して、ポイントを貯めよう

幸手市健康マイレージ事業がスタートしてから3か月、参加している480人のみなさんは、楽しく健康づくりに取り組んでいます(3月1日現在)。

市の検診や健康づくり教室などに参加すると「さっちゃんポイント」がもらえるダブルチャンスがスタートします！ポイント達成者の中から抽選で、幸手市ならではの暮らしに役立つ賞品が当たり、はずれた人にも記念品をプレゼント。ぜひ、お早めに登録して、ポイントを集めましょう。
※対象事業は、各事業案内チラシ・通知などで随時お知らせします。

マイレージの仕組み



【対象者】市内在住で18歳以上の人

【定 員】新規申込み500人(申込み順)

※ウェアラブル活動量計は、数量限定です。

【参加費用】無料(歩数計、ウェアラブル活動量計を選択した場合、1人当たり494円(税込)の送料がかかります。申込み受付が完了してから届くまでに、約4週間かかります。)

【参加方法】歩数計・ウェアラブル活動量計・スマートフォンのいずれかを選択

【申込方法】下記①～③のとおり

※ウェアラブル活動量計・スマートフォンは③のみ

【必要書類】必要事項を記入した「参加申込書」・「健康保険証の写し」



①窓口申込み

必要書類を健康増進課(ウェルス幸手)または保険年金課(市役所本庁舎1階)の窓口へ持参

②郵送申込み

必要書類を同封の上、下記宛てに郵送
〒330-9091 さいたま新都心郵便局私書箱159号 埼玉県コバトン健康マイレージ事務局

③WEBで申込み

埼玉県コバトン健康マイレージホームページ(<https://kobaton-mileage.jp/>)から申込み後、健康保険証の写しを事務局宛てに郵送

※「参加申込書」は、健康増進課(ウェルス幸手)、保険年金課、各公民館で配布しています。
埼玉県コバトン健康マイレージのホームページからもダウンロードできます。

市内歩数報告機器(タブレット端末)設置場所

健康増進課(ウェルス幸手)、市役所本庁舎、中央公民館、東公民館、西公民館、南公民館、北公民館、アスカル幸手(自動販売機)、ドコモショップ幸手店

※このほか、協賛店や他市町村が設置している機器でも報告できます。

★タブレットにかざして
ポイントを集めよう！
★送信するだけでも、送信
ポイントがもらえます！

【窓口申込み問合せ】

健康増進課 ☎ (42) 8421
(ウェルス幸手内)

保険年金課 ☎ (43) 1111 内線 4404
(市役所本庁舎内)

【郵送・WEB申込み、その他の問合せ】

埼玉県コバトン健康マイレージ事務局
☎ 0570-035810

※受付時間 月曜～土曜日 午前9時～午後5時
(日曜・祝日、年末年始は除く)

埼玉北地区基幹相談 支援センターを開設します



4月2日から、障がいのある人の相談窓口として、新たに基幹相談支援センターを開設します。

埼玉北地区基幹相談支援センターは、幸手市、蓮田市、白岡市、宮代町、杉戸町の3市2町が共同で設置し、市町間の連携だけでなく、この地域の福祉関係者をつなぐ役割も担い、地域連携の強化をしていきます。

障がいのある当事者の人だけでなく、その支援に携わっている人や、支援をしているご家族もご利用いただけます。

埼玉北地区基幹相談支援センターには「トロンコ」という愛称を付けました。このトロンコというのは、木の「幹」を意味します。この地域の障がいのある人たちが支えるセ

平成30年4月2日 開所
埼玉北地区基幹相談支援センター
蓮田市・幸手市・白岡市・宮代町・杉戸町

トロンコ

トロンコは「幹」を意味します。

地域の相談支援の中心となり、障がいのある方とその支援者の方の生活を支える、幹のようなセンターとして、
「なにかサービスを受けられないか」とお困りの当事者の方
「どう支援をしていけばいいのかわからない」とお悩みの支援者の方
「虐待がもたない」とお気づきの地域の方
「障がいのあることで、どこに相談すればいいのかわからない」といった方々の力になりたいです。

基幹相談支援センターって？

- 地域の障がいのある方への相談支援体制の強化。
- 障がいのある方が地域で、自らの意思に基づいて生活できるよう、地域生活支援体制整備のコーディネート。
- 障がいのある方への虐待防止及び養護者への支援、相談。

などの取り組みを通して、障がいのある方やその支援を行っている方が、悩みや困りごとを抱えたとき、その解決に向けて一緒に考え、適切な福祉サービス、福祉事業所との繋がりを作るお手伝いをいたします。

開所時間
月曜日から金曜日（祝日は除く）
午前9時から午後5時まで

埼玉県白岡市千駄野445

▲トロンコを紹介するチラシ

センターとして、多くのみなさんのご利用をお待ちしています。

開所日 4月2日（月）
業務時間 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時
ところ 保健福祉総合センターはぴすし
らおか内（白岡市千駄野445）
問合せ 社会福祉課 ☎（42）8435・FAX（43）5600

後期高齢者医療制度

平成30・31年度保険料の保険料率改定のお知らせ

後期高齢者医療制度の保険料は、2年ごとに見直すこととされています。平成30・31年度の保険料率等が決定しました。

問合せ 保険年金課 ☎（43）1111 内線 147、197
FAX（43）1125

【 保険料率 】

平成28・29年度		平成30・31年度	
均等割額	42,070円	均等割額	41,700円
所得割率	8.34%	所得割率	7.86%

7月に保険料額の決定通知書を郵送しますので、内容をご確認ください。

なお、軽減措置の該当・非該当について確認をしたい場合は、平成29年所得が軽減判定の基礎となるため、6月中旬以降に保険年金課窓口でお問い合わせください。

均等割額 被保険者全員が負担する保険料額
※所得の少ない人は、世帯の所得の合計額にあわせて均等割額が軽減されます。

所得割率 賦課の基となる所得金額に乗じて保険料を計算する保険料率

※賦課の基となる所得金額とは、収入から当該収入の種類に応じた一定の金額を控除し、さらに基礎控除額（33万円）を控除した金額です。年金収入のみの被保険者については収入額が153万円以下の場合、所得割額はかかりません。